

重要!! 区役所で行うほとんどの手続きでマイナンバーが必要です!!

Q 結婚や引越しで通知カードや個人番号カードは必要?

A 住所・氏名が変わることによりカードが必要になります。また、結婚や引っ越しなどに伴う他の手続きで、マイナンバーが必要になることがあります(下表①参照)。詳しくは、各担当にお問合せください。

Q 「通知カード」と「個人番号カード」って何が違うの?

A マイナンバー制度にかかるカードは2種類あります。

通知カード

住民票を有するすべての方へマイナンバーをお知らせするための紙のカードです。

個人番号(マイナンバー)の確認に利用することができますが、本人確認の際の公的な身分証明書としては利用できません。(下表①②参照)

個人番号カード

希望する方へ申請により交付されるICカードです。

マイナンバーの確認や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できます(下表②参照)。

交付手数料は、初回に限り当分の間無料です。交付を希望する方は、通知カードに同封されているパンフレットをご確認ください。

Q まだ通知カードを受け取っていないけど、どうすれば良いの?

A 11月下旬から12月中旬にマイナンバーの通知カードが簡易書留で送付されていますが、留守等でお受け取りいただけなかった場合は、郵便局で7日間保管された後、大阪市の「通知カード返戻業務センター」へ集められています。

その後、返戻があった旨の「お知らせはがき」を順次送付していますので、はがきが届きましたら、区役所の窓口で通知カードを受け取ってください(受け取り方法については、はがきをご確認ください)。

なお、大阪市全体で10万通以上のお受け取りがなく、はがきの送付に大変時間を要する見込みで、1月下旬以降にはがきが届く場合があります。ご迷惑おかけしますが、ご了承くださいませようお願いします。

※通知カードを受け取られていない場合も、マイナンバーを扱う行政手続きはできます。

問合せ 区役所マイナンバー臨時窓口(区役所1階) ☎0570-065657

Q 受け取った通知カードに、住所・氏名の変更が反映されていない時は?

A 受け取られた通知カードに記載されている住所・氏名などに変更がある場合は、住所地の役所へ通知カードと本人確認資料を持参し記載変更のお届けが必要です。

くわしくは、**窓口サービス課住民情報担当 1階5番 ☎4809-9963**へお問合せください。

①主に次の手続きの際にはマイナンバーの通知カードまたは個人番号カードが必要になります。詳しくは各担当へお問合せください。

| 手続き | 問合せ |
|---|--------------------------------------|
| 住所異動・戸籍のお届け(婚姻届・離婚届など)に関する事 | 1階4番 窓口サービス課(住民情報) ☎4809-9963 |
| 国民健康保険・後期高齢者医療等に関する事 | 1階6番 窓口サービス課(保険年金) ☎4809-9956 |
| 生活保護等に関する事 | 2階21番 保健福祉課(生活支援) ☎4809-9873 |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担・予防接種健康被害・精神障がい者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)・特定医療費(指定難病)・母子健康手帳・未熟児療育医療・結核児童療育給付・小児慢性特定疾病医療費等に関する事 | 2階22番 保健福祉課(保健企画) ☎4809-9882 |
| 児童手当・児童扶養手当・ひとり親家庭自立支援給付金・ひとり親家庭等日常生活支援事業・母子父子寡婦福祉資金貸付・母子生活支援施設・助産制度・障がい児通所、入所支援等に関する事 | 2階25.26番 保健福祉課(子育て教育行政企画) ☎4809-9856 |
| 身体障がい者手帳・特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当・障害者総合支援法・自立支援医療(更生医療、育成医療)、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する事 | 2階27.28番 保健福祉課(高齢障がい者企画) ☎4809-9845 |
| 介護保険等に関する事 | 2階29番 保健福祉課(介護保険) ☎4809-9859 |

②マイナンバーの確認と本人確認に必要なもの

| マイナンバー確認 (正しい番号であることの確認) | 本人確認 (番号の正しい持ち主であることの確認) |
|-----------------------------------|--|
| 個人番号カード (1枚で両方の確認ができます) | |
| 「通知カード」または「マイナンバー」の記載された住民票の写し など | 「運転免許証」または「パスポート」など ※上記をお持ちでない場合は「健康保険の被保険者証」「年金手帳」「児童扶養手当証書」「特別児童扶養手当証書」など2点以上 |

問合せ マイナンバー制度に関するお問合せ **マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(無料)**



東淀川区長
金谷 一郎

新年あけましておめでとうございます。平成28年の新年をお健やかに迎えることと心からお喜び申し上げます。昨年は区政の各般にわたり、格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。とりわけ、昨年11月には、当区が独自で実施している「4・5歳児就学前子育て支援事業」が、「第4回 健康寿命をのばそう!アワード(母子保健分野)」におきまして厚生労働大臣優秀賞を受賞するという喜ばしいことがございました。今後も区内関係機関の皆さまと力を合わせて、切れ目のない子育て支援を目指して参りたいと存じます。さて、1面に新市長の挨拶が掲載されており、新市長のもと、私も、大阪市東淀川区の発展のため、新たな決意で臨みますので、よろしくお願ひ申し上げます。4年前の8月から就任し、各地域の行事にできるだけ参加させていただくとともに、「出前区長」「区長との懇談」により直接区民の皆さまのお話をお聴きすることに努めてまいりました。今後とも直接区民の皆さまのお声を聴くため、できる限り地域へも参りますので、よろしくお願ひします。各種の改革改善に努めており、区長として、区役所は「区民に役に立つ所」をモットーに東淀川区職員一丸となつて、誰もが安全かつ安心して健康に生き生きと暮らし、快適で活力とにぎわいのある「住んでよかった、住み続けたい東淀川区」のまちづくりをめざしてまいりますので、よろしくお願ひします。最後に、皆さんにとりまして、健康で幸多い一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。まして、新年のご挨拶とさせていただきます。

迎春 — 区長新年あいさつ —

広告掲載枠

